

2025 業務のご案内

中小企業・小規模事業者のみなさまを
全力でサポートします!

経営
支援

保証
支援

事業承継
支援

創業
支援



きっかけは、その保証でありたい

滋賀県信用保証協会



滋賀県信用保証協会は

真に求められる存在へ

お客様に寄り添い

共に歩みます!

私たちは、公的な保証人の立場で、
県内中小企業・小規模事業者の発展に貢献しています。

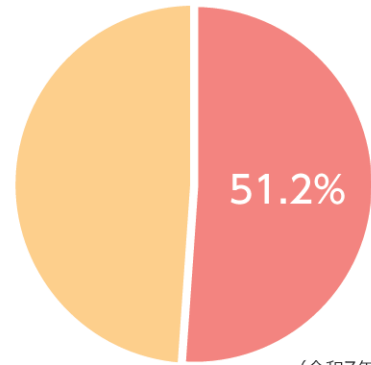
中小企業のみなさまが、金融機関から事業に必要なお金を借りるとき、
その保証人となって、お金が借りやすくなるようサポートする公的機関です。
全国に51の信用保証協会があり、各地域に密着した支援を行っています。

滋賀県内中小企業・小規模事業者の

51.2% (16,481先)



のみなさまにご利用いただいています。



(令和7年2月末現在)

経営 理念

中小企業経営の安定化

1. 滋賀県信用保証協会は、協会が定める執務指針「公平、懇切、正確、迅速」をもって、中小企業・小規模事業者の経営の安定化を図るため、適時性の高い信用保証の供与と経営課題の解決にむけた支援を積極的に行い、地域産業の振興と発展につくします。

健全経営の確立

2. 滋賀県信用保証協会は、業務を遂行するにあたり関係法令および諸規程を遵守し、役職員協調のもと互いに研鑽に励み、健全経営を貫きます。

公共的機関として持続可能な地域社会実現への貢献

3. 滋賀県信用保証協会は、関係機関とのパートナーシップのもと、中小企業・小規模事業者の企業価値の向上に貢献するとともに、「経済課題」「社会課題」「環境課題」の解決に取り組み、持続可能な地域社会の実現を目指します。

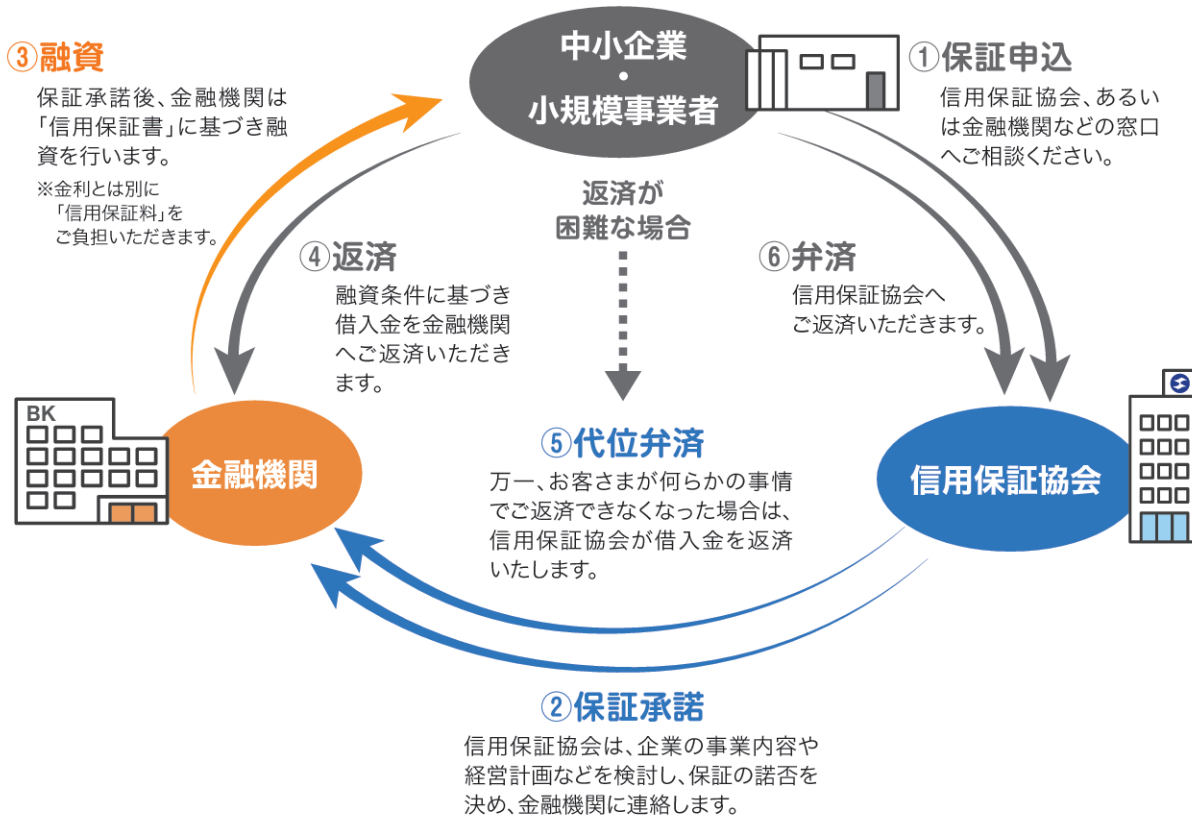
(注) 中小企業者数:
令和5年12月13日 中小企業庁公表資料
(都道府県・大都市別企業数、常用雇用者数、
従業者総数【民営、非一次産業、2021年】)。

滋賀県信用保証協会の概要

(令和7年2月末現在)

理事長	西嶋 栄治
設立	昭和24年4月14日
基本財産	279億円
根拠法	信用保証協会法
保証債務残高	3,740億円

信用保証制度のしくみ



ご利用いただける方

個人・法人で、資本金または常時使用する従業員数のいずれか一方が、次に該当していれば対象となります。

業種	資本金	従業員数(小規模企業者)※
製造業など(建設業、運送業、不動産業を含む)	3億円以下	300人以下(20人以下)
ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く)		900人以下(20人以下)
卸売業	1億円以下	100人以下(5人以下)
小売業・飲食業	5千万円以下	50人以下(5人以下)
サービス業	5千万円以下	100人以下(5人以下)
ソフトウェア業/情報処理サービス業	3億円以下	300人以下(20人以下)
旅館業	5千万円以下	200人以下(20人以下)
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下(20人以下)

※小規模企業者とは、常時使用する従業員数が20人以下(一部の業種については5人以下)の会社または個人等をいいます。

注1) 許認可などが必要な事業を営んでいる場合は、その許認可などを受けていることが必要です。
 注2) ほとんどの業種が保証対象となりますが、一部の業種や営業形態などにより、ご利用いただけない場合もございます。詳しくは当協会にお問い合わせください。
 注3) 原則として上表によりますが、旅行業等、業種によって条件が別に定められている場合があります。



信用保証の内容

保証限度額	2億8,000万円（無担保保証8,000万円+普通保証2億円）									
資金使途	事業に必要な運転資金・設備資金									
保証期間	保証制度によって異なる									
貸付金利	金融機関所定									
担保	必要となる場合がある									
連帯保証人	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要（個人事業主の場合は原則不要）									
信用保証料率	中小企業・小規模事業者の経営状況に応じた9区分から適用 (年率%)									
	料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	信用保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

※一般的な保証の内容となります。

※保証のご利用にあたっては、所定の審査があります。審査の結果、ご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。



信用保証料について

信用保証料は、信用保証協会がお客さまの委託に基づいて行う信用保証の対価としていただいているものです。お客さまの経営状況に応じて、原則9つの料率区分から適用されます。いただいた信用保証料は、中小企業信用保険の信用保険料や経費など、制度運営上必要な費用に充当します。なお、信用保証料は、借入金額、信用保証料率、保証期間、返済方法などによって決まります。



▲
信用保証料について詳細はこちらから

信用保証協会団体信用生命保険（保証協会団信）のご案内

**後継者の方にとっての事業の維持安定、
ご家族の安心を図るために、お役立てください。**

保証協会団信は、中小企業の方へのプラスワンサービスとして取り扱いを行っているもので、信用保証協会の保証付融資を受けられた個人事業主の方（法人の場合は代表権を有する連帯保証人の方）がその融資の債務全額を返済されないうちに「死亡」または「所定の高度障害」といった不測の事態に陥られた場合に、全国信用保証協会連合会が生命保険会社から受け取る保険金を基に、金融機関に対して当該債務を弁済するものです。信用保証協会団体信用生命保険（保証協会団信）は希望者限定のサービスとなっています。

保証協会団信の加入の有無は、保証の諾否と関係ありません。

【お問い合わせ】 全国信用保証協会連合会 保証協会団信専用ダイヤル

*受付時間 月～金曜日 9:00～17:00(祝日、年末年始を除く)

0120-966-023

みなさまのニーズに応じて、様々な取り組みを行っています。



経営安定資金、短期資金、創業資金など、様々なニーズに応じた保証制度でみなさまの事業にかかる資金調達を信用保証で支援しています。

手元資金を確保しておきたい方

短期継続融資保証、当座貸越根保証

事業の拡大や多角化を検討している方

ロングラン70財務型、特定社債保証
協調支援型特別保証、アシストライン、リレーション
政策推進資金 (がんばる企業応援枠)

SDGsやDXの取り組みを進めたい方

SDGsトライアル保証、SDGsステップアップ保証
政策推進資金 (CO₂ネットゼロ推進枠)
政策推進資金 (DXデジタル推進枠)

経済危機・自然災害等で影響を受けている方

セーフティネット保証、緊急経済対策資金
経営力強化保証

他にも様々な保証制度がありますので、詳しくはお問い合わせください。その他、資金調達など経営上の問題をみなさまと一緒に解決するために「相談窓口」も設けています。

ご相談・お問い合わせは 保証部 TEL:077-511-1321・1322

保証制度について
詳細はこちらから▶



創業に関する基本的なことから創業計画策定に関すること、創業時および創業後の資金調達にいたるまで、みなさまの夢の実現に向け、サポートをしています。

創業者向けセミナーの開催

創業をお考えの方、創業して間もない方に向けたセミナーを開催しています。

創業計画策定支援

当協会をご利用予定で、これから創業を予定されている方の創業計画づくりをお手伝いします。

中小企業診断士・税理士等の派遣

経営上の問題を抱えている創業期の方に対して、中小企業診断士や税理士等の専門家を派遣し、事業の成長発展や経営改善に向けて提案します。

フォローアップ面談

当協会の職員が創業関連保証をご利用いただいているお客様を訪問し、創業計画の進捗状況や資金繰り等の経営上のお悩みをお聞きし、課題解決に向けた支援をしています。

ご相談・お問い合わせは 創業支援課 TEL:077-511-1320

創業支援について
詳細はこちらから▶





経営のお悩みご相談ください!

経営改善や事業承継など、みなさまの企業経営における様々な問題の解決に向け、経営相談や専門家派遣など、経営支援の一層の充実に努めています。

外部専門家派遣

中小企業診断士や公認会計士、SNS・ITコンサルタント、フードコンサルタントといった外部専門家を派遣し、事業の成長発展や経営改善の方向性を提案します。

派遣費用は
無料

経営サポート会議

経営サポート会議とは、当協会が事務局となって開催する会議です。

お客さま・金融機関・信用保証協会が一堂に会し、経営改善に向けた方向性について意見交換や審議を行います。

事業承継支援

事業承継に関する課題解決に向けたサポートを行っています。

外部専門家派遣の「事業承継コース」では、円滑な事業承継に向けたアドバイスを行います。

滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター等の関係機関と連携し、親族内承継やM&A等に関する一体的支援を行います。

計画策定費用の一部補助

国が実施する「経営改善計画策定支援事業」を利用した経営改善計画策定にかかる費用について、当協会が独自に補助し、一歩踏み込んだ経営支援を行います。

(補助額上限20万円)

他にも様々な支援メニューがありますので、詳しくはお問い合わせください。その他、経営上の問題をみなさまと一緒に解決するために「相談窓口」も設けています。

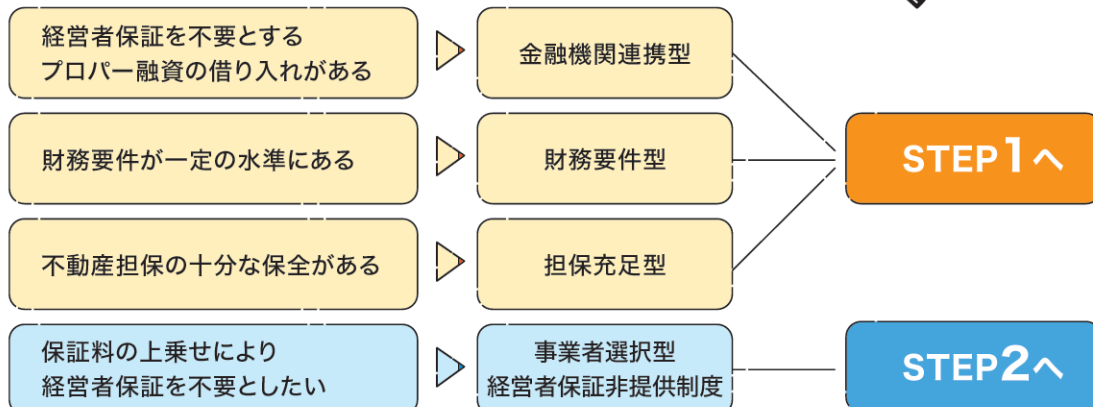
ご相談・お問い合わせは
経営支援部 経営支援課、経営相談課 TEL:077-511-1323

経営支援について
詳細はこちらから▶



経営者保証を不要とする取り扱いをおこなっています

以下のチェックで
確認してみましょう。



各ステップの詳細は
次ページにてご確認ください。

STEP 1

信用保証料の上乗せなし

通称	要件
金融機関連携型	<ul style="list-style-type: none"> ● 取扱金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全がない融資残高がある(もしくは同じタイミングで上記と同内容の融資を行う)。 ● 「直近決算において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」。 ● 法人と経営者との一体性解消が図られていることを取扱金融機関が確認している。 など
財務要件型	<ul style="list-style-type: none"> ● 直近決算において一定の財務要件を満たしている。 (※純資産額5千万円以上、自己資本比率20%以上など) 「財務要件型無保証人保証制度」でのご利用となります。 なお、信用保証料割引のある「財務要件無保証人保証割引制度(ロングラン70財務型)」もご利用できます。
担保充足型	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人又は経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている。

STEP 2

信用保証料の上乗せあり

	1 事業者選択型経営者保証 非提供制度(横断的制度) (各信用保証制度と組み合わせて利用できます)	2 事業者選択型経営者保証 非提供促進特別保証制度 (国補助制度) 【取り扱い期間】 令和6年3月15日～令和9年3月31日	3 経営支援資金 (経営者保証非提供促進枠)
ご利用いただける方	次の(1)～(5)をすべて満たす法人 (1) 過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。 (2) 直近決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。 (3) 次のいずれかを満たすこと。 ① 直近決算において債務超過でない。 ② 直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない。 (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。 ① 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。 ② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。 (5) 保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること。		
保証料率	ご利用いただける方(3)①及び②のいずれも満たす場合 各信用保証制度の保証料率に 0.25%上乗せ ご利用いただける方(3)①又は②のいずれか一方を満たす場合、又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合 各信用保証制度の保証料率に 0.45%上乗せ	ご利用いただける方(3)①及び②のいずれも満たす場合 0.70%～2.15%(所定の保証料率に0.25%上乗せ) ご利用いただける方(3)①又は②のいずれか一方を満たす場合、又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合 0.90%～2.35%(所定の保証料率に0.45%上乗せ) 2、3 については、国からの信用保証料補助があります。 信用保証料補助 当協会申込受付日 令和7年4月1日～令和8年3月31日 0.10% 当協会申込受付日 令和8年4月1日～令和9年3月31日 0.05%	

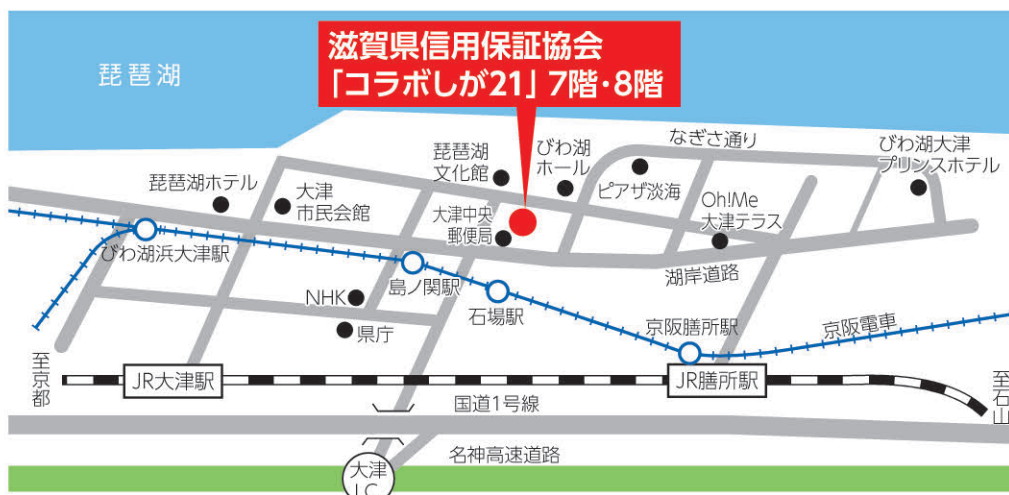
その他、経営者保証を不要とする保証制度

- スタートアップ創出促進保証制度
- 事業承継特別保証制度
- 経営承継借換関連保証制度
- 経営承継準備関連保証制度(一部対象者)
- 流動資産担保融資保証制度(ABL保証)
- 特定社債保証制度
- プロパー融資借換特別保証制度

ご相談・お問い合わせは 保証部 TEL:077-511-1321・1322

経営者保証を不要とする取り扱いについて▶





アクセスのご案内

- JR琵琶湖線 大津駅より徒歩 約20分
- 近江鉄道バス「商工会議所前」下車 約2分
- 膳所駅より徒歩 約15分
- 膳所駅より京阪電車のりかえ石場駅より徒歩 約4分

部署名		直通電話番号	FAX	業務担当区分	
7階	保証部	保証第1課	077-511-1321	077-524-7030	保証申込受付・保証審査調査・金融相談・創業支援・事業承継支援
		保証第2課	077-511-1322		創業申込審査・創業支援・創業相談
		創業支援課	077-511-1320		保証・契約・担保等事務管理
		事務統括課	077-511-1325		経営支援・再生支援・事業承継支援
	経営支援部	経営支援課	077-511-1323		経営相談・経営支援・事業承継支援
		経営相談課			求償債権管理・回収
		管理部	管理第1課		077-511-1330
管理第2課	077-511-1360		077-521-2189	人事・庶務・経理	
調整課	077-511-1340			保証業務企画・推進・広報・デジタル化推進等諸計画進行管理	
8階	総務企画部	総務課	077-511-1300	電算システム企画・運用・管理・デジタル技術の情報収集活用等	
		企画デジタル課	077-511-1310		
		システム課	077-511-1315		

〒520-0806 大津市打出浜2-1 「コラボしが21」 7階・8階

TEL 077-511-1300 (代表)

https://www.cgc-shiga.or.jp

滋賀県信用保証協会

検索



滋賀県信用保証協会HP



LINE公式アカウント



きっかけは、その保証でありたい

滋賀県信用保証協会

